

下水道吐室清掃業務委託特記仕様書

【業務概要】

1. 本業務は周南市工事執行規則、周南市請負工事監督規程及び特記仕様書による。
2. 業務内容（年内予定数量）

(イ)吐室清掃	276 箇所
(ロ)清掃汚泥運搬	V=40m ³ 4 t 揚泥車（周南市内～下松市大字瀬戸（想定））
- (ハ)本業務の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

【関連法令等の遵守、安全教育の徹底】

1. 委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守すること。
2. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
3. 委託業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

【吐室清掃】

1. 本業務は、周南市公共下水道処理区域内の雨水吐室の点検、清掃を実施するものとする。

(イ) 次の雨水吐室は月4回以上定期及び豪雨後に点検、清掃を実施するものとする。	
吐 室	1、2、3、6、7、8、10、13、16、17、18、舞車 計) 12 箇所
(ロ) 次の雨水吐室は月1回以上定期及び豪雨後に点検、清掃を実施するものとする。	
吐 室	4、5、9'、11、12、14、14'、15、19
その他	西松原4丁目第一交通南伏越し 浦山（県道中央分離帯内） 計) 11 箇所

なお、箇所数の増減は監督職員と協議のこと
- (ハ) 点検、清掃の内容
自動扉、非常扉の内外、吐室及び吐口付近の点検、清掃（吐室への流入管、流出管付近も含む）
(ニ) 吐室の異常通報、緊急時は、監督職員の指示により直ちに点検・清掃するものとする。
2. 点検、清掃に当っては、常時作業現場周辺の居住者・通行人の安全並びに交通及び流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
3. 作業に伴う交通の安全及び保安対策は、道路管理者及び所轄警察署と打ち合わせを行うと共に、道路工事現場における標示施設等の設置基準及び道路工事保安施設設置基準に基づき、所定の交通標識を設置し、作業に当たること。
4. 点検、清掃時には、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置すること。
5. 点検、清掃時には交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の誘導及び整理を行うこと。

6. 点検、清掃時には必ず酸素欠乏等を測定後、実施すること。吐室内に入る場合は、換気等事故防止に必要な措置を講ずること。
7. 豪雨後等での点検、清掃は速やかに実施すること。但し、降雨時や大雨警報時は作業を中止すること。
8. 清掃後は付近の道路面を清掃し環境衛生に務めると共に、マンホール蓋の清掃及び点検をすること。
9. 堆積物及び汚物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び下水道法により遺漏のないよう処理すること。
10. 写真管理撮影項目については、下記のとおりとする。
 - (イ) 清掃前及び清掃後 吐室 23 箇所
 - (ロ) 清掃作業状況 //
 - (ハ) 酸欠測定（測定状況及び測定値）
 - (ニ) 安全管理（交通安全等）
 - (ホ) 使用機種
 - (ヘ) 点検状況及び異常箇所

11. 提出書類

(イ) 業務計画書

受注者は、契約終結後 15 日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出すること。また、業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。但し、業務実施に必要な事項を省略できる。

- (1) 業務概要
- (2) 業務実施計画
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 連絡体制（緊急時含む）
- (6) 使用機械の種類・名称・性能・検定書等
- (7) 安全管理計画
- (8) その他必要事項
- (ロ) 週間工程表

受注者は、週間工程表（実施箇所）を作成し、週の始まり迄に監督職員へ通知すること。

12. その他

- (イ) 清掃業務において異常があれば報告し、緊急を要する場合は直ちに監督職員の指示に従わなければならない。
- (ロ) 緊急事態に備え、速やかに出動できる体制を整えること。
- (ハ) 上記以外のことについては、監督職員の指示に従うこと。

13. 支払条件

- (1) 前払 無
- (2) 部分払 12 回（1 回／月）

【汚泥運搬】

1. 本業務で発生する汚泥等は、下松市大字瀬戸字若山 43 番 2、周南設備工業㈱米川焼却工場まで 4t 揚泥車で直接運搬することを想定している。
2. 受注者は、周南市上下水道局下水道工務課が交付する産業廃棄物マニフェスト（積荷目録）をマニフェストシステム実施要領に基づき正確に管理すること。
3. 受注者は、作業に当って十分な運搬車輛を配置すること。
4. 運搬車輛は、その使用に当って、汚泥等の流出・飛散並びに臭気の恐れのない構造の車輛とすること。
5. 積み込みに当っては、付近住民への迷惑を最小限にとどめると共に、道路工事現場における標示施設等の設置基準及び道路工事保安施設設置基準（案）に基づき、所定の交通標識を設置し行うこと。
6. 汚泥等の運搬に当っては、積載超過のないようにすると共に、水切りを十分に行い、途中漏落しないような処置を講ずること。